

## 生命保険鑑定士会資格会員規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人生命保険鑑定士会<sup>®</sup>（以下本会という）より資格認定された生命保険鑑定士資格会員（以下会員という）について、必要な事項を定める。

#### (会員の権利)

第2条 会員は、本会が所有する以下の呼称、知的財産、物品、情報等の提供を受け、これらを顧客本位の業務推進を目的にしたフィデューシャリーデューティー（以下FDという）実践のため、利用することができる。

- (1) 生命保険鑑定士<sup>®</sup>等、各々の認定内容に対する呼称を名乗ること
- (2) 保障鑑定<sup>®</sup>と称し、顧客の意向推定、意向把握等を実施すること
- (3) 本会の標語、商標、著作物、用語等の知財を使用すること
- (4) 本会が提供する認定証、徽章、等を提示または掲示すること
- (5) 本会が提供する各種著作物、Web 情報サービスの利用
- (6) 本会の発行する著作物、マテリアル等の使用
- (7) 本会が会員向けに提供する、その他サービスの利用

#### (会員の地位と義務)

第3条 会員は本会の組織理念とFDの実践に賛同し、所定の基準を満たしたうえで資格認定を受けなければならない。資格認定取得者は会員として本会が定める会員規程各条項、関係法令等、以下各項を遵守しなければならない。

- (1) 会員<sup>※</sup>としての称号を付与 ※ 会員は当社（社団法人）の社員ではない。
- (2) 地域会<sup>※</sup>への登録 ※ 任意の地区の市区名、または設置承認を受けた代理店名。
- (2) 細則で定める登録管理料等支払<sup>※</sup>の厳守 ※ 会員が所定の手続を行う。
- (3) 登録変更事項の届け出<sup>※</sup> ※ 会員がweb サイトから変更1ヶ月以内に行う。

(地域会)

第4条 本会は、地域会を市区<sup>※</sup>毎に設置できる。本会は会員に対し顧客本位の業務推進、FDの実践を支援する ※ 区は特別区、政令指定区。承認を受け郡部または特定の代理店に、設置できる。

2 会員は、任意の地域会に所属しなければならない。なお、所属場所と活動地域に制限はなく、希望を申し出て所属変更を行なえる。

3 本会は、地域会毎の代表幹事1名を任命することができる。

(退会、抹消)

第5条 会員は、月単位で退会することができる。退会を希望する場合は前月までに本会へ会員自ら退会を申し出なければならない。本会は、会員の申し出翌月末をもって登録抹消する。年一括払い等の場合残期間分は返還しない。

2 本会は、会員の会費未納が発生し、この翌月末までに支払が完了しなかった場合登録抹消することができる。この場合、会員はすべての資格を喪失する。

3 会員は、資格喪失時に本会提供物のすべてを使用不能状態にして、廃棄または返却しなければならない。

4 本会は、規程規則違反者その他本会に関わらず不適切行為を行った会員に対し、通知することなく資格および登録を抹消することができる。

## 第2章 会員倫理規則

### (会員の使命)

第6条 会員は、本会の理念を理解し共感する者に限られる。

2 本会の理念は、顧客本位の業務推進を目的に、生命保険業務においてFDを実践し、専門家として豊かな地域社会作りに貢献することである。

3 会員は、顧客の意向推定、意向把握、意向確認に関し、顧客一人ひとりの価値観を大切にFDの実践により、これらのベストプラクティスを追求すること。

4 会員は、働き方、高齢化、人口減など、地域社会の環境変化に対し、保険商品と販売チャネルの多様化に対応するため、これらの研鑽を続け叡智を結集し行動しなければならない。

4 会員は、知見と経験を発揮した保障鑑定<sup>®</sup>を行い誠実にアドバイスを行う義務を負う、またこのための努力を惜しまない。そして顧客のロイヤルカスタマー化に努め、顧客から他者と差別化されるオンリーワンの存在として、信認される地位を目指す。

### (本会との協調)

第7条 会員は、本会の社会的認知度と社会的地位向上のため、会員相互で協調協力しなければならない。

2 会員は、本会が所有し提供される知的財産およびその権利保全とこれらの認知度向上に、協力しなければならない。

3 会員は、自己の業務については全て、責任を持つ。本会が責任を持つあるいは本会の見解を代弁するとの印象を与え、顧客誤認させてはならない。

4 会員は、他の会員若しくは地域会および本会の信用を傷つけ、またはこれらの不名誉となる行為を、行ってはならない。

5 会員は、本会規程規則および法令等を誠実に遵守協調して他の会員と本会の発展に、努めなければならない。

### (免責)

第8条 本会は、会員サービスの利用により生じた会員および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の、責任を負わない。

2 本会は、直接的な故意または重過失により会員に対する損害賠償責任を負う場合、当該会員が登録管理料等サービス対価として本会へ支払った総額を上限として損害賠償責任を負うものとする。

### 第3章 補則

(違約金、損害賠償および刑事告発)

第9条 本会は、規程規則および法令等に違反する行為について常時モニタリングを行う。不適切事例を認識した場合は監察部門から確認、注意、警告を行い、改善されない場合は損害請求および法的手続きを行う場合がある。

2 会員は、資格要件、各種提供物の使用状況について、本会の求めに応じその証憑等による事実確認資料を、その日から一週間以内に提出しなければならない。本会は、会員がこれに応じない場合権利行使等全てを停止し、会員期間会費相当額の3倍の違約金を、請求する。

3 会員が、資格要件等で虚偽申請を行っていた場合、本会への会費納入を期日までに行わなかった場合、そのほか不正行為が認められた場合、これらの会員は以後会員の権利行使等全ての効力を失う。本会は、これら会員中の不正行為および旧会員が以後不正に会員としての行為を行った場合、該当期間会費相当額の3倍の違約金と不正使用等による損害額を、賠償請求する。

4 本会は、会員および旧会員またこれらの関係者が行った規程違反、あるいは法令を逸脱した行為について、民事賠償請求および刑事告発を行う場合がある。

(規程の変更)

第10条 この規程は本会総会または理事会の議決によって変更することができる。会員への告知は電子媒体を含む通知、掲示等により行うものとする。

### 附則

この規程は2020年11月1日から適用する

2022年7月1日改訂 2021年度通常総会決議